

# コリンズ登録の変更について(お知らせ)

太田市では、建設事業者の技術力を公正に評価し、不良不適格業者を排除し、公共工事の透明性の向上及びより一層の品質確保のため、平成20年4月1日以降の工事契約よりコリンズへの登録をお願いしています。

平成21年8月、新システム(Web版)がリリースされたことに伴い、登録手続が変更となりました。請負者は、受注した工事について、次のとおり登録手続き等を行ってください。

## 1.主な変更点について

- 1 システム方式が「WEBシステム」に変更になりました。
- 2 簡易コリンズと詳細コリンズの区分がなくなりました。
- 3 技術データが500万円以上2,500万円未満の工事でも登録できるようになりました。
- 4 担当者(監督員)への確認が「登録のための確認のお願い」になりました。
- 5 契約課提出書類が「登録内容確認書」になりました。

## 2.コリンズ登録 について

### 登録対象工事

請負代金額(消費税及び地方消費税相当額を含む)が**500万円以上の建設工事**が対象となります。

### 登録手続き

コリンズにログインし、「**建設実績情報の作成**」を行ってください。

「登録のための確認のお願い」の様式をダウンロードしてください。

担当者に工事内容・技術者を確認してもらった後、署名・捺印・電子メールアドレスの記入をしてもらってください。

発注機関担当者の情報など確認情報を入力し、利用料金の確認を行い、登録を完了してください。

「**登録内容確認書**」をダウンロードし、**契約書一式の提出と併せて契約課に提出**してください。

- 1 竣工時登録、変更時登録、訂正時登録は直接監督員に提出して下さい。

**2,500万円以上の工事については、「竣工登録」を行ってください。**

- 2 2,500万円未満の工事については、「変更登録」、「竣工登録」しなくても予定の竣工日(契約上の工事終了年月日)が来たら、JACIC側で自動的に「竣工データ」として扱い、発注機関に実績として提供されますので、「竣工登録」の必要はありません。

## 3.変更があった場合の対応について

**2,500万円未満の工事についても、「変更登録」、「竣工登録」が可能となりました**ので、次のとおり「変更登録」を行ってください。

変更の内容	対応
現場代理人または技術者に変更があった場合	速やかに、「変更登録」を行ってください。
監督員が変更になった場合	「変更登録」の必要はありません。
工期または請負金額に変更があった場合	「変更登録」を行ってください。 「変更登録」を省略し、「竣工登録」と同時に変更を行うこともできます。
「監督員などから指示があった場合」や「変更登録の履歴を残す必要がある場合」	「変更登録」を行ってください。

## 4.登録費用等について

登録に係る費用(受注時登録費用等)は、積算(「現場管理費」)の中で計上しています。

## 5.問い合わせ先

財団法人 日本建設情報総合センター(JACIC)

URL:<http://ct.jacic.or.jp/>

〒107-8416 東京都港区赤坂7丁目10番20号 アカサカセブンスアヴェニュービル4F

TEL:03-3505-0463

FAX:03-3505-8985

MAIL:ct7k@jacic.or.jp